

掲示文書一覧(市長分)

令和6年4月15日

種別	番号	題名	主管課
告示	228	督促状の公示送達について	納税課
告示	229	督促状の公示送達について	納税課
告示	230	督促状の公示送達について	納税課
告示	231	督促状の公示送達について	納税課
告示	232	督促状の公示送達について	納税課
告示	233	督促状の公示送達について	納税課
告示	234	督促状の公示送達について	納税課
告示	235	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
公告	144	制限付一般競争入札の実施について	デジタル戦略室
公告	145	令和6年度スマート市民農園改善業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 228号

令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市神子岡前一丁目9番33号 レトアフリーキューブ102

AGBAYANI ROXANNE ESPARRAGO

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）市民税・県民税第4期分に係る督促状

姫路市告示第 229号

令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市飾磨区今在家六丁目160番地 エージーコート103

西口 雄一

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）固定資産税・都市計画税第3期分及び第4期分に係る督促状

姫路市告示第 230号

令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市楠町45番地2 カンパーナ城の東203号

長恒 慎一

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）市民税・県民税第4期分に係る督促状

姫路市告示第 231号

令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市野里376番地1

渡辺 将真

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）市民税・県民税第3期分及び第4期分に係る督促状

姫路市告示第 232号

令和 6年 4月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市東山247番地5 サンフォーレハイツA棟201

作田 裕紀

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）軽自動車税（種別割）に係る督促状

姫路市告示第 233号

令和 6年 4月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

大阪府大阪市淀川区西中島7丁目1番3-1115号

高島 康弘

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）固定資産税・都市計画税第1期分から第4期分までに
係る督促状

姫路市告示第 234号

令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

神奈川県横須賀市浦賀3丁目7番8-203号

木野 健太郎

2 送達すべき書類

令和5年度（2023年度）軽自動車税（種別割）に係る督促状

姫路市告示第 235号

令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 福泊自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市的形町福泊 1 3 9 番地 1	姫路市的形町福泊 4 8 0 番地 6	令和 6 年 4 月 1 日
代表者の氏名	奥村 昭司	岸本 佳男	

2 田寺山手町自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市田寺山手町 4 番 1 1 号	姫路市田寺山手町 7 番 1 1 号	令和 6 年 3 月 24 日
代表者の氏名	高田 敏寛	岡村 惠躬	

3 駅前町自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市飾磨区妻鹿 3 3 番地 1	姫路市飾磨区妻鹿 1 2 4 番地 4	令和 6 年 4 月 1 日
代表者の氏名	鮎本 伸也	金澤 智輝	

4 姫ヶ丘自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の 住所	姫路市香寺町須加院 2 番地 4 1 8	姫路市香寺町須加院 2 番 地 1 8 8	令和 6 年 4 月 1 日
代表者の 氏名	原田 正一	赤松 良祐	

姫路市公告第 144号
令和 6年 4月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

コミュニケーション補助タブレット端末賃貸借について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
コミュニケーション補助タブレット端末賃貸借
- (2) 概要
コミュニケーション補助システムを搭載したタブレットの賃貸借を行う。
- (3) 入札日時
令和6年（2024年）5月9日（木） 16時00分
- (4) 入札場所
姫路市役所 入札室（東館1階）
- (5) 納入期限
令和6年（2024年）5月31日（金）
- (6) 納入場所
姫路市役所 デジタル戦略室
- (7) 担当課
姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室 （電話：079-221-2174）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない法人（地方税法（昭和25年法律第226号））
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (6) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録された者で、かつ、業種「リース、レンタル」詳細業種「事務・OA機器」に登録されている者
- (7) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和6年4月26日（金）（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書（二者契約）を記入し持参すること又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/communication.html>）よりダウンロードすること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和6年5月1日（水）正午までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、全ての参加者に対し令和6年5月2日（木）に行う。なお、仕様書については市ホームページに掲載している。

(4) カタログ等提出期限

今回の入札に際し選定したコミュニケーション補助システムのカタログ又は概要を記載した資料を電子メールにて令和6年5月8日（水）正午までに提出すること。

(5) 入札参加申込みに当たっての注意

- ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。
- イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。
- ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、第2項に掲げる入札に参加する資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。
- (2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、第2項に掲げる入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。
- (4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位から順次入札参加資格審査を行い、落札者が決定するまで入札参加資格審査を行うものとする。
- (5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説

明を求めることができる。

(6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

姫路市長 清 元 秀 泰

令和6年度スマート市民農園改善業務委託に係る公募型プロポーザ
ルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和6年度スマート市民農園改善業務

(2) 業務の概要

本市では、令和元年度に地域再生計画「スマート市民農園×STEAM教育による地域に根付くアグリテックの担い手育成事業」を策定し、農業分野のデジタル人材育成を目的とした事業に取り組んでいる。

本業務は、その一環として、農業ロボット等の活用により、遠隔操作で農業を体験できる仕組みを試験的に提供するものである。

(3) 履行場所

姫路市内ほか

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限金額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、令和6年度スマート市民農園改善業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

令和6年度スマート市民農園改善業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027108.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2472